

(3)「指標」の定義および算出方法

指標 1 : 乳幼児死亡率

◆ 定義

$$(1 \text{ 年間の } 5 \text{ 歳未満の死亡数} / 5 \text{ 歳未満の都道府県人口}) \times 1,000$$

1 年間の 5 歳未満死亡数を 5 歳未満の都道府県人口で除した値とします。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口＋外国人登録者数の、5 歳未満の値とします。

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
死亡数	人口動態調査	平成 16 年度	2C 中巻 死亡 第 3 表 死亡数, 性・年齢 (5 歳階級) 都道府県 (14 大都市再掲) 別	

指標 2 : 15 才未満の死亡率

◆ 定義

$$15 \text{ 才未満の死亡数} / 15 \text{ 才未満人口} \times 1,000$$

1 年間の 15 歳未満の死亡数を各都道府県の 15 才未満人口で除した値とします。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口＋外国人登録者数の、15 歳未満の値とします。

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
死亡数	人口動態調査	平成 16 年度	2C 中巻 死亡 第 3 表 死亡数, 性・年齢 (5 歳階級) 都道府県 (14 大都市再掲) 別	

指標 3 : 小児救急電話相談実施状況

◆ 定義

小児救急電話件数 / 15 歳未満人口

1 年間の小児救急電話件数を各都道府県の 15 歳未満人口で除した値とします。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口 + 外国人登録者数の、15 歳未満の値とします。

小児救急電話相談事業（#8000 事業）のように国、県、市町村などで公的に実施しているものを対象とします。

◆ データの出典

都道府県調査：

- ・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。

指標 4 : 医療機能情報公開率【がん 5 と同じ】

◆ 定義

- ・インターネット上で情報提供している病院数 / 全病院数
- ・インターネット上で情報提供している診療所数 / 全診療所数

分母は、都道府県で管理している医療機関情報提供サイト、もしくは都道府県サイトからリンクしている医師会等の職能団体のサイト等に医療機関情報が掲載されている医療機関数（医療機関名、診療科目および連絡先について示されているもの）とします。

分母の医療機関数は、分子と時点を同一にした、都道府県内の全医療機関数とします。

病院、診療所それぞれについて把握します。

◆ データの出典

- ・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計をしました。

◆ 医療機能情報公表制度の利用

- ・医療機能情報公表制度において、都道府県が医療機関から報告のあった情報を整理し公表する対象として、病院・診療所のホームページアドレスがありますので、これを利用することができます。

指標 5 : 二次救急医療機関の割合

◆ 定義

小児二次救急診療が可能な病院数／都道府県内病院数

各都道府県内の病院のうち小児二次救急診療が可能で、小児科及び小児外科を有する病院数を各都道府県の全病院数で除した値とします。(診療所は含めません。)

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
小児二次救急診療が可能な病院数	医療施設調査	平成 14 年度	下巻 第 25 表_ 二次救急一般病院数 (重複計上), 診療科目・都道府県-13 大都市・中核市 (再掲) 別	
都道府県内病院数	貴都道府県で把握されているデータを用いていただきます。			

指標 6 : 小児科標榜医の割合

◆ 定義

(小児科標榜医数 + 小児外科標榜医数) / 15 歳未満人口 × 1,000

分子は、医師・歯科医師・薬剤師調査における小児科及び小児外科を標榜する医師の数を合算した値とします。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口 + 外国人登録者数の、15 歳未満の値とします。

◆ データの出典

データ	調査名	年次	集計表	備考
医師数	医師 歯科 医師 薬剤師 調査	平成 16 年度	閲覧 第 5 表 XX 〇〇 県 医療施設従事医師数, 診療科目 (主たる)・従業地による 二次医療圏・市区町村別	小児科標榜医と小児外科標榜医の数を合算

指標 7 : 小児入院医療体制

◆ 定義

(小児入院医療管理料 1 または 2 を算定している病院の当該病床数) / 15 歳未満小児人口 × 1,000

分子は、診療報酬の算定基準となっている小児入院医療管理料*のうち、1 または 2 を算定している病院の当該病床数とします。小児入院医療管理料 3 を算定する病院や、小児入院医療管理料が算定できない特定機能病院の小児病床は含めません。

小児入院医療管理料 1 または 2 は病棟単位で社会保険事務所で把握しています。

分母は、分子と時点を合わせた住民基本台帳人口から把握される 15 歳未満小児人口とします。

* : 小児入院医療管理料の施設基準とは以下のとおりで、小児医療専門医師の配置や手厚い看護職員の配置がなされている小児入院医療提供体制を評価して算定するものです。

- イ 小児科を標榜している病院であること
- ロ 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上が配置されていること
- ハ 特定機能病院以外の病院であること
- ニ 小児を行うにつき十分な体制が整備されていること

◆ データの出典

都道府県調査 :

・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。